

12月4日～10日は人権週間です

問 人権・同和対策課 ☎72-2111

人権とは、私たちが幸せに自分らしく生きるための権利で、一人ひとりに備わった権利です。さまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深め、相手の気持ちに寄り添った行動によって守らなければならないものです。改めて家庭や学校、職場、地域の身近な所から人権を考え、一人ひとりが人権意識を育てていきましょう。

人権週間とは

国際連合は、1948年(昭和23)年12月10日の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と定めています。人権思想の普及と高揚を図る取組を各国に呼びかけており、日本では、12月10日を最終日とする1週間を人権週間とし、全国的に啓発活動が取り組まれています。

「人権の花」ひまわりの種が大空へ

人権擁護委員が「命の大切さ」「相手のことを考える心」を育てるために毎年取り組んでいる、人権の花運動。

令和5年は、のぞみが丘小学校と味坂小学校の3年生児童が協力して、ひまわりを育てました。

大事に育てて収穫したひまわりの種を、子どもたちが書いたメッセージと共に、風船に付けて各地へ届けます。



人権ポスターなどを小郡市文化会館に展示

小郡市内の学校では、子どもたちが人権学習の中で感じたこと、友達や家族を大切にする思い、差別をなくしたいという思いを、作文やポスター、標語で表現しています。令和5年度は、多くのポスター作品の中から一部を12月3日(日)～10日(日)、小郡市文化会館で展示します。幼稚園や保育所・園の園児たちの作品も展示しますので、ぜひご覧ください。

特設人権相談

場 問 人権教育啓発センター ☎80-1080

「一人で悩んでいませんか。」人権問題に関して悩みや疑問を持っている人の相談に人権擁護委員が応じています。相談は無料で秘密は堅く守られます。気軽にご相談ください。

令和5年度(いずれも金曜日の13時～16時)

期 日 12月8日、1月19日、2月16日、3月15日

※人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています

